秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業

保留地販売 募集要領 (随意契約)

あきる野市

お問い合わせ先

都市整備部 区画整理推進室 引田相談事務所

 $\texttt{T} \; \texttt{E} \; \texttt{L} \quad \ \ 0 \; 4 \; 2 - 5 \; 1 \; 8 - 2 \; 9 \; 2 \; 2 \\$

FAX 042-550-6502

保留地販売方法について

※個人、法人を問わず、買受申込みすることができます。

※建築条件はありません。

はじめに

◆ 秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業の施行地区内の保留地を 申込順により販売します。

地区の概要について

◆ 武蔵引田駅北口土地区画整理事業

本地区は、都心から西方約45km、周辺を河川と丘陵・山岳で囲まれた平坦な「秋留台地」の中央部に位置し、JR五日市線武蔵引田駅北側の東西約0.7km、南北約0.3kmの長方形に近い面積約19.5haの区域で、駅北口の駅前広場整備等の都市基盤整備と合わせ、住宅・商業・工業・農業のバランスのとれた、産業系複合市街地の土地利用を図る地区として、事業を進めています。

◆ 周辺の土地利用状況

地区の南側及び西側は、農地が広がり、東側は、公立阿伎留医療センター及び大型ショッピングモールが隣接しています。北側は、西多摩郡日の出町の行政界と接し、農地、住宅及び大学のキャンパスがあります。

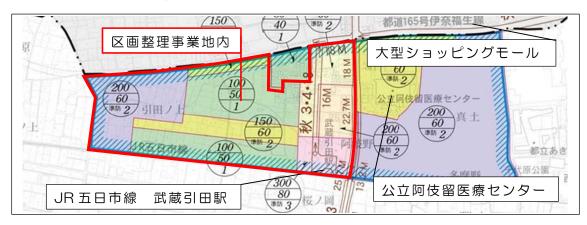
道路は、地区の東側に、幅員18mの都市計画道路が計画されており、北側は、幅員18mの都道が通過しています。

◆ 交通の状況

鉄道: JR 五日市線武蔵引田駅下車徒歩約8分(約0.64km)以内

車 :圏央道日の出インターチェンジから約1.6㎞、あきる野インターチ

ェンジから約2.5km



総則

秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業における保留地は、「秋 多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業施行規程(以下「条例」とい う。)」及び「秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業保留地処分 事務取扱規則(以下「規則」という。)」のほか、本「秋多都市計画事業武蔵 引田駅北口土地区画整理事業保留地販売(住宅用画地)募集要領(以下「要領」 という。)」に基づき販売します。これら内容に、記載されていない事項につ いてもご自身において現地の状況及び利用制限等を調査し、内容を十分にご理 解の上、応募してください。

保留地とは

保留地は、土地区画整理法(以下「法」という。)第96条第2項により、 事業費に充てるために新たに生み出された土地です。

また、保留地は、法第104条第11項に基づき、法第「103条第4項の 換地処分(道路等の整備、土地の整理などが完了し、事業を終了させるための 法的手続き)の公告の日の翌日に事業施行者のあきる野市が取得し、その後の 保留地の買受人に所有権が移転されます。このため、換地処分による登記完了 までの間は、土地登記簿が存在しませんが、当該土地は「保留地権利登録台帳」 により管理いたしますので、通常の土地と同様にお使いいただけます。

販売する保留地について

保留地番号	街区番号	地積(m²)	価格 (円)
2	17街区3-1	190.53	27, 245, 000
3	17街区3-2	190.53	27, 245, 000
5	17街区3-4	190.51	27, 242, 000
6	18街区3-1	2 4 5 . 4 6	31, 934, 000
1 1	2 街区 4 - 1	157.85	22, 248, 000
1 2	2 街区 4 - 2	157.82	22, 536, 000
1 3	19街区3-1	2 1 6 . 4 4	30, 994, 000
1 4	19街区3-2	2 1 6 . 4 4	30, 994, 000
1 5	19街区3-3	2 1 6 . 4 5	30, 995, 000
1 9	20街区12-2	2 4 0 . 9 6	32, 722, 000
2 0	22街区3	3 1 6 . 0 8	40, 948, 000

- ※隣接する複数の保留地を一括しての申込みも受け付けます。
- ※保留地番号11 (2街区4-1) の敷地内に公共汚水ます以外のますについて、 市が令和8年3月までに撤去します。
- ※保留地番号15(19街区3-3)の東側隣接部分について、市が令和8年3月までに敷地内に擁壁を作ります。
 - 詳細は、区画整理推進室までお問い合わせください。
- ◆ 保留地は、土地造成工事が完了しており、**現況有姿で販売**いたします。「募集要領」の内容や担当者の説明等と異なる事項があった場合は、**現況有姿を優先**とします。
 - ※保留地番号11 (2街区4-1) の敷地内に公共汚水ます以外のますについて、 市が令和8年3月までに撤去します。
 - ※保留地番号15 (19街区3-3)の東側隣接部分について、市が令和8年3 月までに敷地内に擁壁を作ります。
 - 詳細は、区画整理推進室までお問い合わせください。
- ◆ 土地の測量及び境界杭の埋設は、完了しています。なお、換地処分に伴う画地確 定測量及び引渡後の買受人による実測によって面積に差異が生じた場合も、売買代 金の精算は行いません。

保留地番 号	街区番号	用途地域	建蔽率 容積率	高度 地区	防火 地区
2	17街区3-1	第1種中高層住居専用地域	<pre>% 5 0 1 0 0</pre>	二種	準防火
3	17街区3-2	第1種中高層住居専用地域	<pre>% 5 0 1 0 0</pre>	二種	準防火
5	17街区3-4	第1種中高層住居専用地域	<pre>% 5 0 1 0 0</pre>	二種	準防火
6	18街区3-1	第1種低層住居専用地域	5 0 1 0 0	一種	なし
1 1	2 街区 4-1	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域	<pre>% 5 0 1 0 0</pre>	一種 二種	なし 準防火
1 2	2 街区 4-2	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域	<pre>% 5 0 1 0 0</pre>	一種 二種	なし 準防火
1 3	19街区3-1	第1種中高層住居専用地域	<pre>% 5 0 1 0 0</pre>	二種	準防火
1 4	19街区3-2	第1種中高層住居専用地域	<pre>% 5 0 1 0 0</pre>	二種	準防火
1 5	19街区3-3	第1種中高層住居専用地域	<pre>% 5 0 1 0 0</pre>	二種	準防火
1 9	20街区12-2	第1種低層住居専用地域	5 0 1 0 0	一種	なし
2 0	22街区3	第1種低層住居専用地域	5 0 1 0 0	一種	なし

- ※ 容積率は、地区計画による容積率の最高限度(目標容積率)
- ※ 建蔽率は、地区計画による建蔽率の最高限度
- ◆ 水道・下水道・都市ガスの取出し位置については、12ページ以降の「保留地詳細図」を確認してください。なお、電柱は、保留地内の建柱となります。
- ◆ 地盤については、**地耐力調査及び汚染の地歴調査を実施し、問題がないこと** を確認しています。
- ◆ **隠れた瑕疵等が認められた際は、買受人において処理していただきます。** 発生した事項について、あきる野市は一切の責任を負わず、損害賠償等にも応じません。

◆ 土地区画整理法第76条の申請について

換地処分の公告の日までの期間内に**建物やブロック塀等の工作物を建築しようとする場合は、法第76条の規定に基づく許可が必要**となります。詳細は、引田相談事務所へお問い合せください。

◆ 地区計画について

この地区には、秋多都市計画地区計画武蔵引田駅周辺地区地区計画(平成27年3月20日都市計画決定令和2年12月24日最終変更)が条例で定められております。建築の際は、本地区計画方針に基づく土地利用を行う必要があります。詳細は、市役所都市整備部都市政策課へ問い合わせるか、ホームページをご覧ください。

※あきる野市役所都市整備部都市政策課

電話 042-558-1111 (代表) 内線 2711

◆ 供給・排水処理施設について

- ・上水道:保留地に取り出し済みです(メーターボックスまで)。 使用は、東京都指定給水装置事業者店を通じ手続きをしてください。
- ・ガ ス:保留地に取り出し済みです。

建築計画時にガス業者にお問い合わせください。

※武陽ガス株式会社

福生市本町17-1

0 4 2 - 5 5 1 - 1 6 2 1 (代表)

- ・下水道:保留地に汚水枡が設置されています。 使用については、あきる野市指定下水道工事店を通じ手続きをしてください。
- ・電 気:電気の利用は、東京電力パワーグリット株式会社へお問い合わせ ください。
- ・電 話:電話の新設は、「116」番へお問い合わせください。
 - ※ 供給・排水処理施設の位置及び設置数については、12ページ以降 の「保留地詳細図」を参照してください。

◆ 資金の借り入れ

保留地の購入にあたり、借り入れをご検討されている方に向けて、手続きが円滑に行われるよう、市と金融機関(下記のとおり)の間で、「保留地の融資に関する協定」を結んでいます。

【具体的な内容等については、各金融機関にお問い合わせください。】

※契約をスムーズに進めるため、申込み前からの相談をおすすめしております。お気軽にご相談ください。

●「保留地の融資に関する協定」を締結している金融機関

金融機関及び取扱支店	窓口	所在地 電話番号
りそな銀行 福生支店	融資担当	福生市福生1048 042-551-1021
JA秋川本店	融資係	あきる野市秋川三丁目1-1 042-559-5115
多摩信用金庫	住宅ローンセンター 担当:調査役 木村	立川市緑町3-4 090-2428-5346
西武信用金庫 秋川支店	営業統括副支店長 栗原 内部統括副支店長 武井	あきる野市秋川一丁目3-1 042-558-1311

●協定を結んでいませんが、別途取扱いが可能な金融機関等

※住宅金融支援機構:コールセンター 0120-0860-35

※中央労働金庫:各店舗に直接お問い合わせください。

随意契約による保留地販売の大まかな流れについて

買受の申込	 ■受付日及び時間 月曜日から金曜日まで (ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで (ただし正午から午後1時を除く) ■受付場所 あきる野市 区画整理推進室 引田相談事務所
申込書の 受付・審査 ▼	■提出書類を受付・内容を審査のうえ、内容が適当と認める場合に、売払予定者の決定を施行者から通知します。
決定通知の送付	■売払予定者に、「保留地売払決定通知書」を送付します。
契約の締結 (代金の支払)	■契約締結期限 「保留地売払決定通知書」を受け取った日から、(受け取った日の翌日を1日目) 1 0 日以内に「保留地売買契約書」の締結をしていただきます。 ■契約保証金 契約時に、契約金額の100分の10以上の「契約保証金」をお支払いいただきます。 ■売買代金 契約締結から30日以内(契約の日の翌日を1日目)に全額(契約保証金の充当可)を一括して支払っていただきます。
土地の引渡し ▼	■土地の引渡しは、売払代金の全額の入金が確認できました ら、現地で引渡しを行います。引渡しは、文書で通知しま す。
所有権移転登記	■登記の手続は、法第104条第11項の規定により、 換地 処分の公告の日の翌日 以降に、土地売買契約(保留地権利登録台帳)に基づき、法第107条第2項の登記手続きを市が行います。

※ 詳細は、買受申込みのページをご覧ください

買受申込みについて

◆ 申込みする者に必要な資格

個人、法人を問わず、買受申込みすることができます。

ただし、この要領の各項に定めるもののほか、**次のいずれかに該当する方は** 申込みすることはできません(規則第16条)。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 買受申込みしようとする者を妨げた者
- (3) 国税、地方税その他公租公課について滞納処分を受けている者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始若しくは 民事再生法(平成11年法第225号)に基づく再生手続開始の申立てが行 われている者又はこれに準ずる者
- (5) 成年被後見人又は被補佐人
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第 147号)に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員
- (8) (6) 又は(7) に掲げる者から委託を受けた者及び関係団体

◆ 申込受付について

(1)受付日及び時間

月曜日から金曜日まで ※土曜日、日曜日及び祝日は除く 午前8時30分から午後5時15分まで ※正午から午後1時を除く

(2) 受付の場所

あきる野市 区画整理推進室 引田相談事務所 あきる野市伊奈706番(17街区9) (武蔵引田駅北口土地区画整理事業地内)

◆ 必要書類

(1)保留地買受申込書(様式第4号)

必要事項をご記入と押印し、「※添付書類」とともに、直接本人が持参してお申込みください(規則第18条第1項)。その際、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)をお持ちください(郵送による申込みはできません)。

- ※本人がお持ちできない場合は、「代理人選任届(委任状)」を提出してください。
- ※共有名義でご希望の方は、申込み時は必ず「連名」でご記入と「権利持分」を明記の上、お申し込みください。
- ※法人の場合は、氏名の欄に、名称及び代表者名をお書きください。
- ※隣接する複数の保留地を一括しての申し込みも受付けます。
- (2) 添付書類
 - ア 個人の場合
 - ◇「身分証明書」(本籍のある区市町村長又はその他官公署の長が発行するもの)又は「宣誓書」(実筆の署名及び押印)<u>※どちらか添付してください。</u>
 - ◇「住民票」(世帯全員の掲載があるもの)
 - イ 法人の場合
 - ◇「登記事項証明書」
 - ◇「宣誓書」

売買契約及び土地の引渡し等について

◆ 売払の決定

売払予定者に「保留地売払決定通知書」により通知します(規則第25条)。 買受申込み受付けから2週間程度を予定しています。

◆ 契約の締結

保留地売払決定通知書を受け取った日から10日以内(受け取った日の翌日を1日目)に契約をしてください(規則第26条)。この期間内に契約ができない場合、「売払決定」は無効になります。

※契約に必要な書類等は、次のとおりです。

- ・契約書(見本のとおり):市で用意いたします。(2部作成)
- 実印
- ・印鑑証明書(発行から3ヶ月以内のもの)
- ・契約保証金の納付したことがわかる書類等(納付書)
- ・収入印紙(金額は、保留地売払決定通知書でお知らせします。)

◆ 契約の保証金

- (1) 契約時には、**契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付**していただきます(規則第27条)。
- (2)納付方法は、あきる野市で発行する「納付書兼納入済通知書」により、 あきる野市の「指定金融機関」又は「収納代理金融機関」で納付してくだ さい。
- (3) 契約保証金は、売払代金に充当することができます。

◆ 売払代金の納付

売払代金は、契約日から30日以内(契約の日の翌日を1日目)に全額を納入していただきます。契約保証金を売払代金に充当することができますので、 残金として納入していただきます(規則第29条第1項)。

ただし、金融機関からの借り入れなどの関係で、**30日以内に納付ができない場合は、60日まで延長することができます**(同条第2項)。その場合は、契約前か契約書の納入期限までにお申し出ください。

※納付の方法は、「契約保証金」の納付方法に準じます。

◆ 保留地の引渡し

土地の引渡しは、売払代金(残金)の入金が確認できましたら、**日時を調整 の上、**現地において、引渡しを行います(規則第30条)。

◆ 契約の解除

契約者において、**条例及び規則並びに要領に違反があった場合は、契約を解** 除する場合があります(規則第34条第1項)。

この場合、保留地は、市の指定する期間内に自己の費用で、保留地を現状に 回復して、市に引き渡していただきます(同条第3項)。また、**売払代金につきましては、契約額から契約保証金の額を控除して返還いたします**(同条第4 項)。

◆ 土地の登記

登記の手続は、法第104条第11項の規定により、換地処分の公告の日の 翌日に市が取得した後に、土地売買契約(保留地権利登録台帳)に基づき、法 第107条第2項の手続き(登記申請)を市が行います(規則第32条第1 項)。登記に要する費用(登録免許税等)は、保留地を購入した契約者(買受 人)の負担となります(同条第2項)。

※換地処分時期:令和9年9月を予定(現事業計画)

◆ 土地の権利移転について(権利譲渡の禁止)

契約後は、所有権移転登記が完了するまでの間は、**譲渡、貸付け又はこれに 類する行為はできません。**ただし、市の承認を得た場合はこの限りではありま せん(規則第33条)。

◆ 住所変更等

契約者の住所、氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称)の変更又は契約者に相続等があったとき若しくは規則第33条のただし書(土地の権利移転等)により施行者の承認を受けた場合は、指定の書面により届け出る必要があります(契約者に所有権移転登記を行うため)。

◆ 公租公課

保留地にかかる公租公課は、土地の売買代金の納付を完了し、規則第30条の保留地の引渡しを受けた日から、負担することになります。なお、固定資産税・都市計画税は、1月1日を基準日とし、土地の所有者に課税されます(みなす課税)

